

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーの価値向上を事業の原点と捉え、企業経営の透明性の向上とコンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の最大化を目指すことを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスへの取り組みの強化と徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東急百貨店	538,131	56.25
ホクト株式会社	29,020	3.03
株式会社三井住友銀行	25,000	2.61
株式会社長野銀行	24,000	2.51
株式会社八十二銀行	24,000	2.51
信越放送株式会社	22,800	2.38
信濃毎日新聞株式会社	12,168	1.27
鹿島商事株式会社	10,700	1.12
長野県信用組合	10,200	1.07
陽光ビルME株式会社	9,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社東急百貨店 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は東京急行電鉄株式会社と株式会社東急百貨店の親会社2社であります。両社とは、「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載のとおり取引関係がありますが、「東急グループコンプライアンス指針」及び当社の「コンプライアンスマニュアル」の意義・目的に則った取引を行うことにより、公正な取引関係を保ち、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社は、東京急行電鉄株式会社及び株式会社東急百貨店の2社であります。

東京急行電鉄株式会社との間では、「東急グループコンプライアンス指針」に基づくグループ全体の基本原則を共有し、商標権の使用を始めとした密接な関係にありますが、各々の業態や地域性の違いから、当社の独立性は確保されております。

また、当社と同業態である株式会社東急百貨店との間では、共同仕入等の業務上の密接な取引関係にありますが、各々が抛って立つ商圏の違いから、当社の独立性は確保されております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村 正博	他の会社の出身者								○			
鷺澤 幸一	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村 正博	○	○	同氏は、株式会社システックスの代表取締役および長野商工会議所会頭であり、当社は同法人との間に物品販売等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係はなく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、また、長野商工会議所会頭として、地域経済及び地域社会の発展に貢献されていることから、社外取締役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、経営上の助言と業務執行に対する監視を適切に行っていただけると判断し、独立役員に指定しております。
鷺澤 幸一	○	○	同氏は、炭平コーポレーション株式会社の代表取締役社長であり、当社は同法人との間に物品販売等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係はなく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、経営上の助言と業務執行に対する監視を適切に行っていただけると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべく、「監査等委員会事務局」を設置し、総務部が業務を兼務しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、内部統制・コンプライアンスが担当しており、所管取締役1名及び内部監査担当1名を配置して、会社業務の全般にわたり法令・社内規程の遵守の状況等についての監査を実施し、内部監査の結果を経営者、監査等委員会に報告を行っております。

また、監査等委員会は、会計監査人と定例の報告・説明など定期的に行っており、会計監査人との緊密な連携を取っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項
東京証券取引所の独立性基準に基づく独立社外役員を2名選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
現状の報酬体制で適切かつ効率的に取締役の業務執行がなされているためであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明
更新

第61期事業年度(2019年1月期)において、取締役を支払った報酬等の総額は、45百万円であり、うち社外役員に支払った報酬等の総額は2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役のサポート体制]

取締役会及び株主総会開催にあたり、重要案件につきましては、担当取締役が事前に社外取締役に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役会は、取締役7名(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例取締役会に加えて必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。独立性を保持した監査等委員(社外取締役)の出席のもと、取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討を行い、重要な業務に関する事項の決議及び職務執行についての意志決定を行っております。

また、常勤取締役を中心に構成される経営会議は、原則として月1回以上開催され、取締役会で決議された経営の重要事項等の業務執行に関し、迅速で合理的な意思決定をしております。

監査等委員会は、取締役である監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として取締役会開催に合わせて開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき、独立性の立場から監査業務を遂行し、取締役会の監督機能を強化する体制が整えられております。

○内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携

内部監査は、内部統制・コンプライアンスが担当しており、所管取締役1名及び内部監査担当1名を配置して、会社業務の全般にわたり法令・社内規程の遵守の状況等についての監査を実施し、内部監査の結果を経営者、監査等委員会に報告を行っております。

また、監査等委員会は、会計監査人と定例の報告・説明など定期的に行っており、会計監査人との緊密な連携を取っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業価値の向上を目的として、監査等委員会を採用しております。また、豊富な経験と高い見識を有する人材を監査等委員である社外取締役として選任することにより、当社の経営に関する監督・監査機能が十分に有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は1月であり、いわゆる集中日開催に該当する決算期ではありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主情報、会社説明資料を掲載しております。 https://www.nagano-tokyu.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門：業務本部 経営統括部 経営企画	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東急グループ全体の基本原則を示した「東急グループコンプライアンス指針」に基づき「コンプライアンスマニュアル」を策定し、当社及び東急グループ全体を取り巻くステークホルダーの立場の尊重に関する取り組みの統一に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を2003年2月9日に制定(2015年2月1日改定)し、社外に公表するとともに、全社で共有し、循環型社会システムの構築に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報管理基本規程」を策定し、適時情報開示の体制を確立しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）」を決議し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた体制の整備を行っております。

また、当社の属する東急グループ全体の基本原則を示した「東急グループコンプライアンス指針」に基づいた「コンプライアンスマニュアル」を策定し、内部統制の強化に積極的に取り組み、公正で透明な企業活動を行っております。

〔内部統制システムの整備状況〕

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社長を委員長とし、取締役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンスマニュアル」の制定・改正に関する事項、内部監査や改善措置等に関する事項及び各部門におけるコンプライアンスの実践状況等に関する事項等を協議、決定する。また、コンプライアンス担当部署をコンプライアンス委員会の事務局とする。

(2) 各部門に「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。

(3) 取締役、管理職、一般社員等に対し、必要な研修や周知を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正時や当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(4) 「コンプライアンス相談窓口」の運用規程に則り、その適切な運用にあたるとともに、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインも含め、使用人にその周知徹底を図る。

(5) 内部監査担当部署により、監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を経営層に報告する。

(6) 反社会的勢力及び団体とは取引や利益供与はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、弁護士、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための活動を推進する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 1. に規定するコンプライアンス委員会において、リスク管理項目等の設定、各部門におけるリスク管理の実践状況等に関する事項及び事件、事故等の緊急事態発生時の対応に関する事項等を協議、決定する。

(2) 設定されたリスク管理項目についての責任の所在を明確にするため、「リスク管理担当部門」を定める。

(3) 大規模な事故、災害等が発生又は発生する恐れが生じた場合は、社長を対策本部長とし、必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置するとともに、危機対応のための組織、規程を整備し、使用人にその周知徹底を図る。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他情報の保存及び管理に関する社内規程等を適切に維持管理するとともに、法令及び社内規程等に基づいて適切な保存及び管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や全社的なプロジェクトなどの重要事項について検討、決定するため、経営会議等を有効的に活用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること事を確保するための体制

子会社において、社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催するとともに、「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。

子会社において、「ながの東急百貨店行動規範」を受けた「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を策定し、定期的な研修等により、使用人に周知徹底を図る。

当社の「コンプライアンス相談窓口」、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインを子会社の相談窓口とすることとし、子会社使用人にその周知徹底を図る。

子会社独自の業務の適正化のための体制の整備について、定期的なモニタリングを実施するとともに、必要な助言、支援を行う。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社管理規程に基づいて、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社管理規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、子会社役職員も1.に規定するコンプライアンス委員会の構成員としてリスク管理活動を一体的に推進する。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役の職務の効率性を確保するため、子会社の取締役会において取締役の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や意思決定の迅速化を図るため、子会社取締役を当社経営会議の構成員とする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべく、「監査等委員会事務局」を設置し、使用人を配置する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会事務局の使用人については、監査等委員会の指示に基づき職務を行い、その人事考課及び人事異動については、監査等委員会と事前に協議することとする。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な社内会議への監査等委員の出席の機会を確保するとともに、当社及び子会社の役職員からの監査等委員会への適切な報告を実施する。

(2) 当社及び子会社の役職員は、当社及び子会社の重要リスク等に関し、監査等委員会に報告し、リスク管理の状況について監査等委員会と協議する。また、内部監査担当部署は当社及び子会社の内部監査に関し、その監査結果の報告等を定期的に行い、監査等委員会との緊密な連携を保つこととする。

(3) 当該報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査等委員会と協議のうえ毎年度予算措置を行い、その費用の前払い等が必要な場合には、監査等委員の請求により担当部署において速やかに対応する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 東急グループ各社の監査役と監査方針、監査方法などの協議及び情報交換を行うため、東京急行電鉄株式会社が主催する「東急グループ常勤監査役会議」及び「連結会社常勤監査役連絡会」へ監査等委員が出席するにあたり、情報提供などの協力を行う。

(2) 監査等委員会及び会計監査人と会計監査実施状況等の監査に関する情報の交換を定期的に行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システムに関する基本方針)」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めております。また、「コンプライアンスマニュアル」において、反社会的勢力との絶縁を宣言しておりますように、倫理を重んじ、法を尊重して、反社会的勢力とは断固として対決することを基本的な考え方としております。

当社は、総務部を対応部門とし、弁護士・警察当局等外部機関との連携も強化し、反社会的勢力排除のための体制を整備しております。

